

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 7 年 1 2 月 1 5 日 ( 月 )      午後 6 時 1 0 分 ~ 午後 6 時 4 6 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎ 円谷 憲人    ○ 塚本竜太郎  内田 博紀    後藤浩一郎    佐藤 浩    末永 康文 林 伸司    松本 寛道    渡部 和子
欠席委員	鈴木 清丞
正副議長	議 長    坂卷 重男 副議長    岡田 智佳
委員外議員	( 傍 聴 ) 伊藤 誠    永山 智仁    渡邊 晋宏    渡辺 裕二
説明のため出席した者	副市長 ( 染谷 康則 )

○

午後 6時10分開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。

会派からの意見書案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料1でございます。今回会派から提出されました意見書案は、2件でございます。本2件については、関係する請願が提出されておられませんので、それぞれ各会派の御意見をいただき、御協議をいただきたいと存じます。以上です。

○委員長 それでは、本2件について各会派の御意見をお願いいたします。

公明党さん。

○林 まとまりませんでした。

○委員長 柏清風さん。

○後藤 1、2ともまとまらずです。

○委員長 みらい構想かしわさん。

○内田 両案とも賛成でまとまりました。

○委員長 共産党さん、何かございますか。よろしいですか。

市民サイドさん。

○松本 両方賛成です。

○委員長 共創かしわさん。

○佐藤 加齢性難聴については賛成です。

○委員長 無所属の会さん。

○末永 賛成です、両方。

○委員長 いずれも意見が一致しませんでしたので、意見書は提出しないことといたします。

○委員長 次に、常任委員会の日程についてを議題といたします。

各会派持ち帰りになっておりました1日1委員会とした場合の日程案について各会派の御意見を伺います。

公明党さん、お願いします。

○林 この中では議長案がよろしいのではないかとということでございます。

○委員長 柏清風さん。

○後藤 1日1委員会ということで議長案がよろしいんですが、再々度お伺いしますけども、副市長、私のほうで1日1委員会にしても大丈夫かというようなことをお尋ねしましたけども、大丈夫なんですね。

○委員長 じゃ、副市長、その件について。

○副市長 前回も少しお話をさせていただきましたが、日程としてはかなり事務整

理の部分がタイトになりますので、前回の表現からすると正直なところ議案内容によってはやってみないと分からないという部分がありますので、私がここでこういう御意見を言うのはあれですが、試行的にみたいなことがもし可能であれば、そういうことでやっていただくと私としてはちょっとありがたいなというところではあるんですが、正直なところ議案によってというところによります。事務整理日の部分が影響するというところがございます。以上です。

○委員長 ということですか。よろしいですか。

○後藤 議長案。

○委員長 みらい構想かしわさん。

○内田 議長案に賛成いたします。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 私どもも議長案に賛成です。今日みたいに議案がいろいろな部にまたがることってあるんですね。そういったときに執行部の側もいいと思いますし、議員の側も1日1委員会だとほかの委員会も傍聴することができますし、さらに議会が活性化すると思いますので、議長案に賛成です。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 市民サイド案が出ていますが、議長案に賛成します。

○委員長 共創かしわさん。

○佐藤 議長案に賛成です。

○委員長 無所属の会さん。

○末永 議長案に賛成です。

○委員長 では、議長案のとおり常任委員会の日程を1日1委員会とすることとし、次回の令和8年第1回定例会より適用とすることとします。この件については執行部においても影響があるものと思いますので、事務局から庁内各部署への周知をお願いいたします。

---

○委員長 次に、市民サイドからの申入れについてを議題といたします。

資料8ページは、各会派から御提出いただいた調査票について事務局で取りまとめたものがございます。

まず、各会派から回答内容についてそれぞれ御説明いただきたいと思います。

公明党さん、お願いいたします。

○林 1、2、3は1番です。4番につきましては、私どもの意見としてはオンラインとか、そういったこと全て否定するわけではございません。場合によってはそういったことも可能ではないかなというふうに考えるわけでございますけども、それを原則とするような形には取っておりません。やむを得ずオンラインという形を取ったとしても、明確な理由が必要だというふうに思っています。例えば理由の中では病気であったり、介護であったり、そういったものについて明確なそういった基準があれば使ってもいいのではないかなというふうに思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

柏清風さん、お願いします。

○後藤 オンラインに関しては、原則とすることには反対します。しかしながら、可能とするという言い方であれば、賛成できるかなということです。それと、2は1、3は1、4が3ですけど、ここで特に述べる場所は4のところですけど、常任委員会の視察のみを適用するというふうに答えはしましたが、受入先の都合もあると思うので、ちょっと自信を持ってというところではありません。以上です。

○委員長 みらい構想かしわさん、お願いします。

○内田 オンライン視察を可能とするということで回答、御提出いたしました。ただ、現地視察、現場を見るとか、そういう場面においては工夫が必要なかなというふうに考えています。あと、オンラインの場合は先方による対応の調整が必要になるので、そこら辺は今後の協議事項かなということで回答しております。

○委員長 日本共産党さん、お願いします。

○渡部 この回答欄に書いたとおりですけども、オンラインは原則ではなく、やはり可能というのに賛成です。それで、最近他の自治体で産休に入る議員がオンラインで会議に参加をできるということで、本当に若い人にとってはいいこと……若くなくてごめんなさい。今何とか発言だったかな。対象となる方にとっては非常にいい取組だなと思いますので、やはり柔軟に対応したらいいと思います。それで、その他のところで私どもだけちょっとその他書きましたけども、委員会の視察についてはそもそも在り方についてどこかできちんと議論する機会をつくってはどうかというふうに思っています。それとあとは、委員会ごとにある程度柔軟なやり方をやってもいいのではないかというふうに思いました。回答はこのとおりです。

○委員長 ありがとうございます。

市民サイドさん、提案者ですが、それも含めて何かあればお願いします。

○松本 オンラインの視察ができないなんて本当に時代遅れでどうしようもないので、ここで大きく皆さんと共に変えていければと思いますので、全面的にオンラインにしていきたいと思います。

○委員長 共創かしわさん、お願いします。

○佐藤 オンラインを可能とすることには賛成です。それだから、ほかに申し上げるとしたら3番なんですけど、委員長が認める場合ではなくて、申出制でよしとするべきだと考えます。4番の委員会の活動のどの範囲でなんですけど、座学であればオンライン可能でいいと思うんですが、やっぱり現地視察というのをオンラインでいいのかというのはちょっと検討の余地があるのではないかと思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

無所属の会さん、お願いします。

○末永 オンラインだけということとはちょっとあれですけども、オンラインも可能ということであればいいということですね。ずっと1から5ありますけど、オンラインだけを原則とするというふうになると、行かないということですよ。それは、

ちょっとどうなのかなと思います。こういうこと含めてもう少し議論したほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。議会改革でもうちょっと議論したほうがいいんじゃないか。いろんなことを含めて、いろんな議員さん、議運で決めるだけじゃなくて、議論が必要じゃないかなと思います。ここにずっと1から5書いてありますけど、なるほどというところがありますけど、そこら辺も含めてもう少し議論をする必要があるんじゃないかというふうに思います。以上です。

○委員長 ただいま各会派の皆さんから回答内容を御説明いただきましたが、まず現行の運用よりもオンラインを使えるように前に進めていこうというところでは一致したのかなと。オンラインを可能とすることに賛成するというところで全会一致になっているのかなというところがございます。項目2、オンライン実施の際の適用範囲、項目3の委員長が認める場合はどのような事由か、あと項目4、委員会活動のどの範囲で適用するかについては、現時点で意見が分かれております。

市民サイドさんに確認なんですけれども、あくまで原則とするか、今の議論の中で可能というところで協議を進めていくかについてはいかがですか。

○松本 可能でよいです。

○委員長 分かりました。

では、市民サイドさんから可能でいいということで御発言いただきましたので、項目1のオンラインを可能とすることについて今後協議に入りたいと思いますが、資料8ページのとおり、先ほど申し上げましたとおり、意見が一致しておりませんので、一度各会派に持ち帰りいただきまして、他会派の意見を参考にしながら、再度調整できる部分があるかどうか御検討いただきたいと思いますので、お願いいたします。

---

○委員長 次に、無所属の会からの申入れ、9月30日付のものになります、を議題といたします。

各会派持ち帰りになっておりました申入れの二、委員のオブザーバー参加を認めること（委員外発言等）について各会派の御意見を伺います。

公明党さん、お願いします。

○林 これはまとまりません。

○委員長 柏清風さん、お願いいたします。

○後藤 同じくまとまりませんでした。

○委員長 みらい構想かしわさん、お願いいたします。

○内田 私どもは、無所属の会さんの提案に賛成です。

○委員長 日本共産党さん、お願いいたします。

○渡部 私どもも賛成です。

○委員長 市民サイドさん、お願いいたします。

○松本 賛成です。

○委員長 共創かしわさん、お願いいたします。

○佐藤 賛成です。

○委員長 無所属の会さん、提案者ですが、何かございますか。よろしいですか。

○末永 これもまとまらないからって一刀両断で切り捨てるんじゃないで、少し議論して、ちょっと調整を図れないかななんて思うんですよね。だから、もうちょっと議論していただきたい、何で反対なのかね。今回オブザーバー参加のところ、委員外発言等、たまたまオブザーバーってなるところの対象者のところがお断りされたんで、分かりましたということになっているんですけど、ここら辺の窓口広げていただいて、やっぱり開かれた議会にしていきたいなと思うんですよ。そのためにはやっぱり議論が必要だと思うんで、もうちょっと議論して、オブザーバー駄目だよというのは何で駄目なのか、公明党さんと柏清風さんが。そこら辺についてのいろんな議論がもうちょっとできるといいなと思います。だから、議論していただきたいなと思います。

○委員長 とのことでした。

意見が一致しませんでしたので、現状のとおりといたします。

---

○委員長 次に、会議規則の改正についてを議題といたします。

持ち帰りとなっております連署を必要とする手続において連名とすることについて各会派の御意見を伺います。

公明党さん。

○林 こちらでよろしいと思います。

○委員長 柏清風さん。

○後藤 賛成です。

○委員長 みらい構想かしわさん。

○内田 賛成でございます。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 賛成します。

○委員長 市民サイドさん。

○松本 賛成です。

○委員長 共創かしわさん。

○佐藤 賛成です。

○委員長 無所属の会さん。

○末永 賛成です。

○委員長 それでは、意見が一致しましたので、会議規則を改正することといたします。

次回の議会運営委員会で改正案文について御協議いただきます。

---

○委員長 次に、日本共産党、無所属の会及び共創かしわからの申入れを議題といたします。

まず、共創かしわさんから発言を求められております。どうぞ。

○佐藤 4点について御提案申し上げます。

現在常任委員会においては、議案に関する質問しかできません。これではタイムリーに日々起こる問題について、あるいは長期間にわたる案件、例えば柏駅東口の進捗状況など、確認したくても今現在ではできる体制になっておりません。そこで、議案以外の所管業務に関しても質問できるようにその他の項目を加えていただきたいと思います。ちなみに、県議会ではその他の項目というのがありますし、私が在籍していた当時の船橋市議会でもその他の項目というのがありました。

2番目に、政務活動費の支出金額を1円単位でできるようにすると。現在は個人に〇〇万円、会派に〇〇万円という支出金額の単位となっておりますが、1円単位からにしたほうがより使用勝手がよいと考えます。この問題ですが、一事不再議だと言われるかもしれませんが、支出金額を1円単位にするというのは前回の提案と全く同一のものではないと考えますので、提案させていただきました。

3番目に、議会ネット配信にSNSも導入する。以前ユーチューブに関して、ユーチューブでの配信したらどうかという提案があったと思うんですが、そのときに私はフェイスブックとかインスタグラムとかほかのSNSもあるから、それらと比較検討の上何をやるか、あるいは全部やるかというような検討したほうがよいと発言させていただきました。その後ちょっとこの問題が出てこなかったもので、こちらから逆に提案させていただきます。

4番については、共同提出の末永委員のほうから説明をお願いいたします。

○末永 議会報については過去に議運で戸別配布しないというふうに決めたというんですが、これまともらずで暗礁に乗り上げちゃって、決まっていないということですけども、実情を言いますと柏市内43万人のうち20万3,000所帯あるんですよ。三千幾つね。あって、広報は全戸配布されているんです。議会だよりは、新聞購読者が減りまして、去年の6月までだと約11万あったんですけど、今年9月議会には約7万3,000所帯ぐらいしか新聞取っていないんです。ですから、7万3,000といったら約20万3,000所帯からいいますと何だかんだ言って3分の1ぐらいですよ。3軒に1軒しか議会だよりは届かないということなんですよ。だから、皆さん方アンケート取られたように、知らない、全く知らない、読んだことない、見たことないというのが67%いるわけですね。それじゃちょっといけないので、ここを広報かしわと同じように、4回しかありませんから、議会は。広報かしわと同じように全戸配布をされたいという提案なんです。ここは議員のみんなの身分の問題もあるし、議会報告、議会であったことを中立的に統一して出すことも大切なんで、ここはぜひみんな議論して、認めて、出せるようにしたらいいと思うんです。いろんな駆け引きあると思うんですけど、そうじゃなくて、僕は認めて、議員さんがやっぱりちゃんと議会で発言した、いろんなことをしているということを示すことも大事だと思うんですね。この中で広報委員会で話になっているのは、議長だとか副議長、監査委員は何も載らないじゃないかというんで、そこも4回のうち1回は

必ずコメントで写真入れて、議会選出の監査委員でこういうことやっていると、今回こういうのをやりましたというような報告もちゃんと載せるということで、全議員がやっぱりオール柏の議会として活動しているというところをちゃんと全戸配布したいということなんです。そういう趣旨なんですよ。ですので、ぜひここはみんなで議論して、認めていただければと思います。反対、賛成だけじゃなくて、議会としてそういうふうにしていただきたいということです。以上です。

○委員長 ここで議長より御発言がございます。

どうぞ。

○議長 ただいま申入れがございました、まず項目1の常任委員会において議案以外の所管事務に関するその他の項目を加えることについては、今期初めての申入れとなっております。

項目2の政務活動費の支出金額を1円単位でできるようにすることについては、現行の条例との関係を整理する必要があると思います。

項目3の議会ネット配信についてはSNSも導入することについて、前定例会の議会運営委員会においてユーチューブのみの配信について申入れがあり、まとまりませんでしたので、他の媒体についても検討の上発信してほしいとの内容ですので、改めて協議をいただきたいと考えております。

項目4の議会報の全戸配布については、過去の議会運営委員会において既に結論が出ている内容に関するものとなっているため、先例で改めて協議するものじゃないとなっていますので、議会運営委員会での結論を出しているものとなっておりますので、各会派の意向を確認していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ただいま議長より御発言がありましたとおり、まず項目4の議会広報の全戸配布についてですが、今期既に結論が出ている内容となっておりますので、議長御発言のとおり、改めて協議しないということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議ございませんので……（「ちょっといい」と呼ぶ者あり）はい。

○末永 異議あるけど、もうちょっと状況を、前回私議運出ていないから分からないんだけど、どんな議論で没にしたんでしょうか、前回の議運で。

○委員長 前回の議運いたじゃないですか。前回って11月21日ですか。

○末永 これを全戸配布しないよって決めたのは去年でしょう。

○委員長 このときのですか。それは、御自分で議事録でも何でも確認してください。

○末永 だけど、それは、なぜそう言うのかというと、それは諸般の事情を考慮しないで決めたわけだね。

○委員長 諸般の事情とは何ですか。

○末永 いろんなことよ。

○委員長 いや、いろんなことやりましたよ。

○末永 新聞取っている、がくっと減っているとか含めて、それは……

○委員長 いや、やりましたよ。

○末永 やったの。

○委員長 やりました。全部やって、やった上で議長案と、あと全戸配布というの  
も出た上でまとまらず、現状のとおりというふうになっています。

○末永 そういうのを議論して、そのときは何部だったんですか、じゃ。

○委員長 何がですか。私が答えるあれじゃないんですけど、それは調べてくださ  
い、御自身で。

○末永 そのときに11万ぐらいだったんだけど、今は減っちゃって、7万3,000ぐら  
いしかないんで、極端に減っているんです、どんどん、どんどん。

○委員長 それは減っていますね。

○末永 だから、そういうことを含めて再考してはいかがですか。

○委員長 分かりました。

では、異議がありましたので、改めて協議するかについて各会派持ち帰りの上、  
次回改めて御協議お願いいたします。

続いて、項目1の常任委員会において議案以外の所管事務に関わるその他の項目  
を加えること、項目2の政務活動費の支出金額を1円単位でできるようにすること、  
項目3の議会ネット配信にSNSも導入することについて議長より発言を求められ  
ております。

どうぞ。

○議長 常任委員会において議案以外の所管事務に係るその他の項目を加えること  
については、柏市議会の現状と会議規則との関係について整理の上、また項目2の  
政務活動費の支出金額を1円単位でできるようにすることについては、柏市議会政  
務活動費交付条例との関係を確認の上、両項目とも対応について改めて議運で御協  
議いただきたいと考えております。

項目3については、前定例会って、これ去年だよね。

○委員長 いや、前回です。これは9月議会です。

○議長 9月。

○委員長 はい。

○議長 9月。

○委員長 これ9月議会です。

○議長 前定例会の議会運営委員会でユーチューブの配信の協議をいただきました  
際に他の媒体との比較は必要だが、SNSでの配信については各会派前向きな回答  
があったと思います。そのため、私としては各会派の御賛同が得られたら、来年度  
速やかに実施したいと考えております。今後の進め方については、事務局に説明さ  
せます。

○委員長 それではまず、議長の発言がございました項目1、項目2については議  
長から資料をお示しいただいた後協議に入るということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、そのとおりといたします。

次に、項目3について事務局より……はい。

○佐藤 その資料は、いつぐらいに拝見できますか。予定で結構なんで、教えてください。

○委員長 議長、資料いつぐらいにできるかだそうです。

○議長 資料いつぐらいにできますかね。

○委員長 事務局ですか。

じゃ、課長、お願いします。

○議事課長 すみません。ちょっと検討させてください。ここで、すみません、即答ができなく……いろいろ調べたりしたい……今他市の状況もありましたので、その辺もちょっと含めて、できるだけ早く御提示するようにいたします。

○委員長 議長、じゃどうぞ。

○議長 よろしいですか。私佐藤委員にお願いしたいのは、他市の状況とかをやはり一緒に添えて出してもらえるとありがたいかなと思うんですよ。よそがこうだったので、ここでこういうのを出すときはそういうふうな形でお願いできればと思うんですけども。

○委員長 佐藤委員。

○佐藤 了解しました。じゃ、私のほうで資料を作りますので、事務局さんにはお手数をかけなくても結構です。

○議長 事務局でも調べますけども、佐藤委員のほうで申入れするときはこういうのがありますよ、他市ではということで申入れしていただけると非常に意見がすり合わせできて、進むかなと思うんですよね。

○佐藤 分かりました。

○議長 その辺をよろしくお願いいたします。

○委員長 では、今回佐藤委員のほうで作成もしていただけるということ……じゃ、でき次第事務局のほうに、また議長のほうに御提出いただければと思います。

次に、項目3について事務局より説明願います。

ごめんなさい。何かありましたか。ないですか。すみません。（私語る者あり）

次に、項目3について事務局より説明願います。

○議事課長 資料15、16ページでございます。こちらは、先ほど議長からもお話がありました、前定例会の議会運営委員会でユーチューブを使った中継について御協議いただいた際の資料でございます。仮に来年6月議会からSNSの活用となりますと、配信用のパソコンの購入等の準備の関係上、今定例会中にSNSを活用したネット配信をすることについては決定をしていただきたいと考えております。そのため、このお申入れにあるユーチューブ以外の媒体を活用した場合の検証をできるだけ早く行った上で、次回の協議の参考としていただけるように事前にラインワークス等でお送りする予定です。以上です。

○委員長 ただいま……（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）はい。

○末永 今のところ、事務局、ということはユーチューブのところについては今すぐできないけど、議会だよりのホームページなんかはそれは検討するという意味ですか。

○議事課長 議会だよりの。

○末永 議会のホームページ……

○議事課長 議会のホームページでも既にインターネットで配信は中継していますが、そのほかにユーチューブ、その他SNSで配信してほしいというお申入れだと思います……検討の上やっってくださいという内容だと思いますので、ユーチューブは一旦前議会でこんな感じでできますというのをやらせていただいたので、そのほか、果たしてインスタグラムですとかフェイスブックが中継になじむかどうかというのはまだ検証しておりませんので、ちょっとそこは早急に検証させていただいて、できれば恐らく皆さん6月議会からユーチューブなりフェイスブックなりインスタグラム、どの媒体か、全部なのか、その辺も含めて協議をしていただけるような資料をなるべく早く用意させていただきたいと思います。

○末永 了解です。

飛ばしたけど、2のところは条例があったからというけど、そういう意味ですか。これ2のところ、2の政務調査費、今年の4月に条例改正しましたよね。

○委員長 すみません。ちょっと議論があれになっちゃうんで、一回3のほう終わらせてからでもいいですか、2の件については。すみません。

ただいま事務局の説明のとおり、仮に6月議会から実施する場合には次回の議会運営委員会でSNSを活用した議会中継を行うことを決定する必要がありますので、各党派お持ち帰りの上、次回の議会運営委員会までに御協議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、事務局説明のとおり御承知おき願います。

渡部委員、何かありますかね。

○渡部 私この申入れの提案者でもあるので、ぜひ皆さんと意見一致させて、進めたいと思います。原則というか、基本的なことは、やっぱりいかに市民に対して開かれた議会になるか、あと議会がどれだけ活発な議論ができるかということが大原則だと思います。1番については、たしか旧沼南のほうはその他の項目があったと思います。合併したときに何で委員会でその他で発言できないのかということ言っていた議員のことがちょっと記憶にあります。それで、議案になくても事前に委員長に申し入れて、例えば東口の問題なんかも議案になくても途中の現状を報告してほしいということで委員会で報告してもらったという記憶ありますけれども、そういうこと一々というか、委員長に言わなくてもそういうことが自由に議論できるような委員会であってほしいなと思いますし、執行部側の準備という関係がもしあれば、事前にこういうことを委員会で議論したいんだということを申し出ておくと

いうのも一つではないかなと思いますので、議案、請願だけでなく、委員会で議論できるような形になるといいなと思っています。以上です。

○委員長 分かりました。

末永委員。

○末永 2のところ、いいですか。政務活動費。

○委員長 どうぞ。

○末永 2のところ、これ今年の4月に条例改正をして、会派を認めて、会派に1万円、そして議員には7万円というふうになっていますよね、現在、条例改正になって。今回出しているのは、これ見て皆様も分かるように、今回9月でいろいろと政務活動費が、会派分かれたり、結成されたりした関係で随分移動がありますよね。そういうことを想定するならば、私は今回の4月の条例はやっぱり不備があると。したがって、この提案のように1円単位にすればそれぞれの議員さんも行った先にできるし、活動が十分にできると思うんですよね。今回9月に出たから4、5、6、7、8、9月までかな。6か月間というのは6万円ですかね。というのは、元の会派に残るわけですよ。そういう不備があるから、やっぱり議員はみんな平等であるし、いろんな活動ができるようにするために1円単位にすれば、それはそれで、1円は損するかもしれん。6円かな、するんで、それをちゃんとできるためにこういう単位にしたらどうだという案なんですよ。したがって、みんなが、議会議員がもっと活発に活動できるような体制をつくってほしいという意味なんです。だから、議論していただきたいんだ、そこでね。

○委員長 それでは、ただいま御説明のとおり御承知おき願います。

---

○委員長 ここで議長より御発言がございます。

どうぞ。

○議長 申入れの件についてでありますけども、まず申入れの期限について10月2日の議会運営委員会でもお願いしたところでございますけども、直前の提出となると私のほうで内容を確認する時間もないことから、提出期限である議会運営委員会を開催する日の土日を除いて2日前の午後3時までに事務局に提出いただくように改めてお願いをいたします。

あわせて、申入れを提出する場合においては、申入れ内容について共通認識を図り、理解を深めるために根拠資料等を添付いただくようお願いいたします。なお、資料がない場合には私から事務局に調査させる必要があるものもございますので、実際に御協議いただくまでに時間を要する場合もあることを御了解ください。

最近資料揭示の申請等においても期限を超過した提出が見受けられると報告も受けておりますので、期限については御協力をいただきたい。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、議長御発言のとおり御協力のほどよろしく願いいたします。

---

○委員長 引き続き議長から御発言がございます。

どうぞ。

○議長 2点お話をいたします。

まず、先日の議会運営委員会で協議いただいた人事院勧告に関する市議会の対応についてでございます。議員の期末手当に関する議案については、全会一致の場合は委員会提出議案とするだけでなく、賛成多数の場合には特別職の議案に組み込み、市長提出議案として提出いただくことが先例となっております。しかし、先日の議会運営委員会で委員の皆様からいただいた意見も踏まえ、今後他市の議案の提出状況も調べた上で報告させていただきますので、議会運営委員会において改めて今後の取扱いについて検討いただきたいと思います。

2つ目に、質疑並びに一般質問の通告の締切りについてでございます。本定例会においては、通告書の提出が招集日であったことから、締切り時間を午前10時としましたが、今後も同様に10時を通告期限とさせていただきたいと思います。これは、通告者が増えておる中で作成に時間がかかっていること、また翌日から執行部の聞き取りが始まるという現状で通告書が早めに作成されることは議員、執行部ともにメリットがあると考えます。議長としても各議員からの通告内容の確認に相応の時間をいただきたいと思いますので、御協力をお願いいたします。私からは以上です。

○委員長 それでは、人事院勧告に関する市議会の対応については、今後議会運営委員会で協議してまいります。（私語する者あり）今回そのままです。

また、質疑並びに一般質問の通告書の締切りについては、午前10時までということでございますので、御承知おき願います。

---

○委員長 次回は12月19日金曜日、最終日の午前11時から開く予定であります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午後 6時46分閉会